

2002年度日本経団連規制改革要望(主なもの)

- 新エネルギーの普及促進
 - 燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い - (P1)
- 電気通信機器の基準認証制度の改善
 - 端末機器・特定無線電設備への自己適合宣言方式の早期導入 - (P2)
- 医療用具開発の活発化
 - 民生品を利用した医療用具の承認審査の見直し - (P3)
- 知的財産の活用
 - 信託業法における受託財産制限の緩和 - (P4)
- 都市の再活性化
 - 市街地再開発事業における地権者同意要件の廃止 - (P5)
- 発行登録制度の適用会社の拡大 (P6)
- 海外からの有能な人材の確保(P7)
 - 企業内転勤の在留資格要件緩和 -
- 企業年金制度の充実
 - 確定拠出年金制度における柔軟性の確保 - (P8)
- 社会保険労務関係に係る各種手続の一元化・電子化の早急な推進 (P9)
- 勤労者財産形成制度に係る事務代行要件の見直し (P10)
- 社会保険診療報酬支払基金への委託金の見直し (P11)

新エネルギーの普及促進

- 燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い -

【現状】

燃料電池は、電気事業法令上、容量に関係なく事業用電気工作物に位置付けられ、電気主任技術者の選任および保安規程の提出が義務づけられている。

電気主任技術者の選任や保安規程の提出が不要とされる小出力発電設備の範囲は以下のとおり。

- ・20kW未満の太陽光・風力発電設備
- ・10kW未満の水力・内燃力発電設備

【必要となる規制改革】

20kW未満の燃料電池発電設備を小出力発電設備とする。

【規制改革による効果】

電気主任技術者の選任および保安規程の提出が不要になれば、小型燃料電池発電設備の一般家庭等への普及が促進され、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出抑制、燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保等が期待できる。

定置用燃料電池と燃料電池自動車を合わせた市場規模は、2010年度約1兆円、2020年度約8兆円になるとの試算もある。

電気通信機器の基準認証制度の改善

- 端末機器・特定無線設備の基準認証制度への自己適合宣言方式の早期導入 -

【現状】

電気通信事業法に定める端末機器および電波法に定める特定無線設備は、技術基準への適合について指定機関〔(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)電気通信端末機器審査協会〕の認定・証明が必要であり、製造者等が自ら、技術基準への適合を宣言することができない（欧米等では可能になっている）

【必要となる規制改革】

製造者等が自ら、または第三者試験機関によるテストを行い、そのデータをもとに技術基準への適合を自ら宣言する方式を早期に導入する。

* 「規制改革推進3か年計画（改定）」では、平成14年度中に検討し結論を得るとされている。これを受け、総務省の「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」が、去る8月、「検討の基本的方向性」を公表した。そこに示された方向性は、企業コストの低減、自己責任の重視という観点から問題があり、「自己適合宣言方式」を導入したとしても、その効用は限定的なものに止まる恐れがある（認定試験所制度の導入等）。

【規制改革による効果】

- 技術および市場ニーズの変化に対応して、通信機器を迅速かつ低コストで市場に投入できる。その結果、利用者利便の向上ならびにわが国産業の国際競争力の維持・強化につながる。
- 技術基準適合認証による機会逸失コストは年間約2,000億円。自己適合宣言方式導入によるコスト削減効果は年間約13億円（上記2機関の認証手数料等の合計金額に相当）。

医療用具開発の活発化

- 民生品を利用した医療用具の承認審査の見直し -

【現状】

民生品()として製造・販売されているパソコン、CRTモニターなどのハードウェアに、医療用に開発したソフトウェアをインストールした物を、医療用具として承認申請を行なう場合、申請者には、電気的安全性試験、X線漏れ試験を行い、その結果を添付することが義務付けられている。

民生品のパソコン、CRTモニター等は、製造段階において既にIEC60950(情報処理機器の安全性に関する国際規格)や、米国厚生省(DHHS)のX線漏れ基準を満たしている。

【必要となる規制改革】

民生品がIEC60950における電気的安全性基準や米国DHHSにおけるX線漏れ基準を満たしている場合、その旨を証する書類を添付することで足りるものとし、申請者が再度試験を行い、その試験結果の書類を添付することを不要とする。

【規制改革による効果】

申請者において再度試験を行なう必要がなくなれば、申請準備を早期に整えることが可能となり、その結果、新しい医療用具の市場投入が迅速化し、これからの高齢化社会において、医療の発展に貢献できる。また、民生品の医療用具への活用が進む等、経済効果が期待できる。

知的財産の活用

- 信託業法における受託財産制限の緩和 -

【現状】

信託業法上、信託会社が引き受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権及び土地の賃借権に限定されている。



【必要となる規制改革】

特許権、著作権等の無体財産権、建物の賃借権を受託可能財産として信託業法に明記する。

併せて、著作権以外の無体財産権について、その利用許諾の外部委託に関する規定を関係法令に明記する。



【規制改革による効果】

特許権、著作権等の無体財産の経済的価値が増大する中、資金調達手段の多様化が図られ、特許権やメディアコンテンツなど知的財産を活用した新規ビジネスの拡大につながる。

都市の再活性化

- 市街地再開発事業における地権者同意要件の廃止 -

【現状】

1998年6月の建築基準法改正により、連担建築物設計制度(建築基準法第86条第2項)が創設されたことに伴い、一団地の総合的設計(建築基準法第86条第1項)を行う際にも、全地権者の同意が必要となった。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続(組合設立にかかる地権者の2/3以上の同意・権利変換・組合決議等)に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。

【必要となる規制改革】

一団地の総合的設計を活用する際、
都市再開発法に基づく諸手続を経た市街地再開発事業については、
建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外する。

【規制改革による効果】

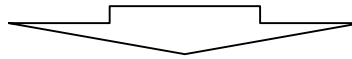
○市街地再開発事業の推進の足かせとなっている本要件に廃止により、
事業の円滑化が図られ都市の活性化に資する。

* 市街地再開発事業の権利調整・合意形成は、それまで細分化していた権利を同一建物に集約し、
将来にわたって自ら自由に建築等を行なう権利を制限することになるため、
都市再開発法に定められた確固たる手続によって行なわれている。

発行登録制度の適用会社の拡大

【現状】

登録した枠内において、社債を機動的に発行できる発行登録制度を利用できる会社は、参照方式による届出を認められている会社に限られている。



【必要となる規制改革】

発行登録制度を、組込方式が認められている会社にも拡大して適用することを認める。



【規制改革による効果】

社債発行の円滑化が一層促進され、企業の資金調達手段の拡大が期待できる。

【参照方式】：有価証券の募集又は売出しの際、提出される有価証券届出書において、企業情報については、原則的に直近継続開示書類を参照すべき旨の記載を求めるだけとする方法。具体的には1年以上の継続開示、上場又は店頭登録している会社で、一定の要件（年間売買金額、時価総額がいずれも100億円以上、直近3年の平均時価総額が250億円以上、社債券に金融庁長官の指定した複数の格付機関による格付が付されている、一般担保付社債の発行実績がある、のいずれか）を満たす場合は、この方式を利用できる。

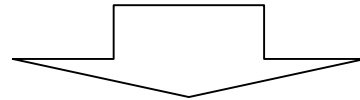
【組込方式】：継続開示している会社において、有価証券届出書を提出する場合、企業情報の記載に代えて直近の継続開示書類の写しを届出書に綴じ込むことで足りるとされる方式。

海外からの有能な人材の確保

- 企業内転勤の在留資格要件緩和 -

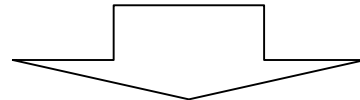
【現状】

本邦法人の外国事業所勤務者が転勤し、本邦で就労するには、申請に係る転勤の直前に当該企業の外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して、省令で定める技術、人文知識・国際業務に従事していることが必要とされている。



【必要となる規制改革】

外国にある本店、支店その他の事業所における1年以上の就業経験という条件を緩和する。



【規制改革による効果】

国際的なプロジェクトの推進、工場の立ち上げ等に伴い、日本企業の外国事業所勤務者を本邦に招き、業務を遂行させるケースが増えている。例えば、英語を母国語とするエンジニアを雇い、即戦力として活用するケースが増えているが、「就業経験1年」の要件がネックとなることが多い。本要望の実現により、スピーディーに有能な人材を確保することが可能になり、日本企業の国際競争力強化につながる。

企業年金制度の充実

- 確定拠出年金制度における柔軟性の確保 -

【現状】

分社後の新会社が、確定拠出年金制度を導入する際の資産移換にあたっては、加入員は、各自の資産を一度売却し、再度運用商品を購入しなければならない、不要なコスト負担を強いられる。

確定拠出年金制度において、脱退一時金を受給できる要件は、加入年数が1ヵ月以上3年以下となっている。また、60歳未満で給付を受けられるのは、高度障害（障害給付金）、死亡（死亡一時金）の要件に限られている。

【必要となる規制改革】

分社化等のケースにおいて、規約の分割を認める。

脱退一時金を受給できる要件を緩和する。

60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とする。あるいは個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにする。

【規制改革による効果】

加入員の本人不利益の発生が回避されるとともに、確定拠出年金の持つポータビリティ機能が向上する。

例えば、加入後3年を経過して企業を退職した女子社員が専業主婦となった場合には、制度の加入対象者から外れるため、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者にとどまり、手数料が控除されるだけで資産が目減りするという事態に対処することが可能となる。

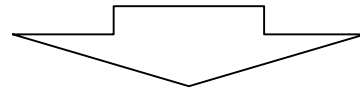
加入者の想定を超えたリスクが発生した際に、個人別資産を活用することが可能となる。

社会保険労務関係に係る各種手続の一元化・電子化の早急な推進

【現状】

社会保険労務の法令(厚生年金、健康保険、児童手当、雇用保険、労災保険等)では、原則として、各種手続きを事業所単位に、個別に社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署に対して行わなければならない。

上記の資格確認に必要な各種支給申請等の手続の電子化については、「厚生労働省申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」(平成13年7月)に盛り込まれておらず、企業・健保組合内部の業務のITを推進する上での阻害要因となっている。



【必要となる規制改革】

社会保険労務関係の諸手続きを、本社のオンラインによって一括処理できるよう、早期に所要の措置を講じる。



【規制改革による効果】

ITを活用し、手続を一元化することによって、企業負担の軽減、行政運営の効率化が図られるとともに、適用漏れを防止する効果が見込める。

勤労者財産形成制度に係る事務代行要件の見直し

【現状】

財形制度において、新規加入及び契約の保全事務や非課税限度額の管理事務の委託が認められている企業は、資本金 3億円 常勤雇用者が300人以下の中小企業に限定されている(小売業では50人以下、卸売業又はサービス業では100人以下)。

事務委託を受託できる事務代行団体は、当該中小企業が構成員となっている事業主団体であって、厚生労働省の指定する中小企業団体等に限定されている。



【必要となる規制改革】

財形事務代行の委託並びに受託に関する要件を緩和する。



【規制改革による効果】

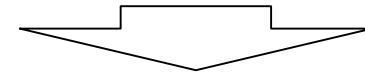
グループ企業各社の財形に係る事務を、グループ企業の1社が管理することによって、事務の効率化や人件費の低減を図ることが可能となる。

社会保険診療報酬支払基金への委託金の見直し

【現状】

支払基金では、毎月、その保険者が過去3ヶ月において、最高額の費用を要した月の診療報酬の概ね0.5ヶ月分に相当する金額の委託を受けることとなっている。

この委託金は、本来、「過振り」（県外での診療分に対する支払の遅れ）対策として導入されたにもかかわらず、現在は、支払基金の財政補填あるいは診療報酬未納対策となっている。



【必要となる規制改革】

委託金の役割を、本来の「過振り」の場合の補填に限定し、委託金を現行の0.5か月分から大幅に縮減する。

委託金の運用実態を明確化し、運用益を一般会計に投入することを禁止する。



【規制改革による効果】

委託金が縮減されれば、保険者は、その分を他の用途に有効活用することができる。
（例．保険料の引き下げ等）

健保組合の診療報酬未納が他の健保組合からの委託金でカバーされるという、モラルハザードとも言うべき現状が改善される。